

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会			会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成26年11月20日(木)		開 議	午後4時10分
			閉 議	午後4時21分
出席委員	吉田 中村 並河 田中 山本 石野 堤 木曾			
執行機関出席者				
事務局	藤村局長、山内次長			
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可・否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

16:10

1 吉田委員長 あいさつ 開議

2 案件

公文書管理条例制定の検討について(今後の対応等について)

< 吉田委員長 >

公文書管理条例制定検討に係る今後の対応について、前回(11/13)、別添資料に基づいて協議をいただき、委員会としては、その中の選択肢(3)が結論であったように思うが、前回、堤委員が欠席であったこともあり、再度、委員会としての総意を諮りたい。内容説明を省略し、早速、採決をとりたいがよろしいか。

< 堤委員 >

前回の委員会(協議会)で(3)で結論を出されたようだが、意見を述べさせてください。

< 吉田委員長 >

どうぞ。

< 堤委員 >

公文書管理に関しては、これまで委員会で議論し、理事者からの説明も受けてきたところであり、条例制定も目指していかなければならないと思うが、今すぐという段階ではない中で、(1)の要望書提出であれば理解できるが、(3)となると少し無理があるように思う。

< 吉田委員長 >

今後の対応に係る3つの選択肢については、理事者と正副委員長で協議したものである。(3)の期限を切って検討を求めることについては、条例制定の担保がとれることになるが、期限内で協議をして、どうしても無理であれば、議員提案で廃止の条例案を出してもかまわないということで、妥協案としている。もちろん、委員会の一致が必要であるので、反対があればできないということになる。

< 石野委員 >

例えば3年間で検討し、できなければ廃案ということだが、議員が提案して廃案というのはいかがなものか。

< 吉田委員長 >

廃案というのは極論の話であり、基本は期限内やっていくということである。どうしても無理な場合は、議員も納得のうえで廃案ということになるが、中途半端な気持ちでやろうとしているのではない。

<堤委員>

これまで取り組んできた経過や、条例化の必要性を踏まえ、理事者に要望していくということであれば納得できるし、委員会でこれまで努力してきたことも理解してもらえるのではないかと。3年先のことまで、今決めてしまうのはいかがなものか。

<吉田委員長>

条例制定の検討は、公契約、いじめ・児童虐待も含めて3つ行っているが、そのうち公文書管理条例1つぐらいはなんとかしたいということである。

それでは、今後の対応について、(3)で採決をとらせていただき、反対者が出たら条例案は出さないこととするが、仮に要望書を出すということの総意であれば、もう一度集まって協議をしていただくことになる。

<木曾委員>

前回、理事者の意向も確認したうえで、3つの項目が出てきて委員会として議論したところである。全会一致ということなので仕方のないことではあるが、これは理事者の意向を無視してやっていることではない。

<中村副委員長>

前回も申し上げたが、期限を設けて検討した結果、条例を取り消すということに対しては懸念するところであり、(2)の対応ではどうかと思う。

<吉田委員長>

意見が分かれているが、一旦、(3)で採決をとりたい。

(3)の対応について、賛成者の挙手を求める。

(賛成者3名：並河委員、田中委員、木曾委員)

採決の結果、(3)の対応については委員会としての全会一致はなしとする。

それでは、委員会としての対応はどうか。

<堤委員>

これまでの委員会の取り組みを考慮し、(2)の対応がよいと考える。

<吉田委員長>

(2)の対応でよいか。

全員了

それでは、(2)の対応でいくこととする。

条例骨子案と要望書案については、次回の委員会で協議願う。

以上で、総務文教常任委員会を閉議する。

16:21 閉議